



令和7年度（2025年度）

第 7 回 定 例 庁 議

令和7年7月22日(火)午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

1 協議事項

- (1) 令和7年松本市議会第2回臨時会提出予定議案について（1）……………（総務部）

2 報告事項

- (1) テレワークの推進について……………（総合戦略局・総務部）

庁 議 日 程 に つ い て

第8回定例庁議	8月 5日(火)	8時30分～
第9回定例庁議	8月25日(月)	8時30分～

庁 議 資 料
7. 7. 22
総 務 部

（ 協 議 事 項 ）

令和 7 年松本市議会第 2 回臨時会 提出予定議案について

（ 1 ）

担当	行政管理課
	課長 長岡 大介
	（内線 1210）

令和 7 年 松 本 市 議 会 第 2 回 臨 時 会
提 出 議 案 総 括 表

1 議 案

区 分	件 数	内 容
予 算	1 件	○7 年度補正予算 ・一般会計
契 約	6 件	○締結 ・令和 7 年度松本市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 建設工事の請負 ・令和 7 年度松本市一般廃棄物最終処分場埋立地土木施設 建設工事の請負 ○議決更正 ・令和 6 年度松本都市計画道路中条白板線白板橋下部工工 事の請負 ・松本市刈東保育園大規模改造主体工事の請負 ・松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第 3 期主体工事の 請負 ・令和 7 年度市道 1 0 5 4 号線道路改良工事の請負
計	7 件	_____

目 次

議案番号	件 名
第 1 号	令和 7 年度松本市一般会計補正予算（第 3 号）
第 2 号	工事請負契約の締結について（令和 7 年度松本市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）
第 3 号	工事請負契約の締結について（令和 7 年度松本市一般廃棄物最終処分場埋立地土木施設建設工事）
第 4 号	工事請負契約の締結について（令和 6 年度松本都市計画道路中条白板線白板橋下部工工事）の議決更正について
第 5 号	工事請負契約の締結について（松本市刈東保育園大規模改造主体工事）の議決更正について
第 6 号	工事請負契約の締結について（松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第 3 期主体工事）の議決更正について
第 7 号	工事請負契約の締結について（令和 7 年度市道 1 0 5 4 号線道路改良工事）の議決更正について

令和 7 年 松 本 市 議 会 第 2 回 臨 時 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	令和7年度補正予算	令和7年度一般会計補正予算
第 2 号	工事請負契約の締結について（令和7年度松本市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）	1 一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設等を建設するもの 2 工事概要 浸出水処理施設、水処理棟、浸出水処理水調整施設、計量器設備等の建設等 3 請負金額 24 億 2,000 万円 4 請 負 人 カナデビア・アスピア特定建設工事共同企業体 5 竣工期限 10. 3. 16
第 3 号	工事請負契約の締結について（令和7年度松本市一般廃棄物最終処分場埋立地土木施設建設工事）	1 一般廃棄物最終処分場の埋立地土木施設を建設するもの 2 工事概要 オープン型最終処分場 埋立地面積 21,260 m² 埋立容量 206,500 m³ 3 請負金額 21 億 8,764 万 7,000 円 4 請 負 人 佐藤・フカサワイール特定建設工事共同企業体 5 竣工期限 10. 3. 16
第 4 号	工事請負契約の締結について（令和6年度松本都市計画道路中条白板線白板橋下部工工事）の議決更正について	1 令和6年第3回臨時会で議決された工事請負契約の締結について（令和6年度松本都市計画道路中条白板線白板橋下部工工事）の一部を変更するもの 2 変更内容 (1) 請負金額 3 億 5,057 万円 → 4 億 1,591 万円 (差引 6,534 万円の増) (2) 竣工期限 7. 7. 31 → 8. 7. 31

第 5 号	工事請負契約の締結について（松本市洺東保育園大規模改造主体工事）の議決更正について	1 令和7年2月定例会で議決された工事請負契約の締結について（松本市洺東保育園大規模改造主体工事）の一部を変更するもの 2 変更内容 請負金額 2 億 1,362 万円 → 2 億 1,461 万円 （差引 99 万円の増）
第 6 号	工事請負契約の締結について（松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第3期主体工事）の議決更正について	1 令和7年2月定例会で議決された工事請負契約の締結について（松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第3期主体工事）の一部を変更するもの 2 変更内容 請負金額 7 億 5,900 万円 → 7 億 6,054 万円 （差引 154 万円の増）
第 7 号	工事請負契約の締結について（令和7年度市道1054号線道路改良工事）の議決更正について	1 令和7年第1回臨時会で議決された工事請負契約の締結について（令和7年度市道1054号線道路改良工事）の一部を変更するもの 2 変更内容 請負金額 1 億 7,959 万 7,000 円 → 1 億 8,158 万 8,000 円 （差引 199 万 1,000 円の増）

令和7年度

7月補正予算の概要

1 補正予算の要点	2
2 補正予算の規模	2
3 会計別補正予算額	2
4 一般会計補正予算額	
(1) 歳 出	2
5 補正予算の内容	
(1) 一般会計	
ア 歳 出	3
イ 債務負担行為	3

1 補正予算の要点

山田地区クライנגルテン整備に係る経費を計上しました。

2 補正予算の規模

歳出予算の組替

3 会計別補正予算額

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	令 和 7 年 度 7 月 補 正 予 算			前 年 度 同 期 予 算 額	対 前 年 度 同 期 増 減 率 (%)
	補正前の額	補 正 額	計		
一 般 会 計 (第3号)	110,711,760	(組替) -	110,711,760	105,510,000	4.9
特 別 会 計	53,201,610	-	53,201,610	52,355,880	1.6
企 業 会 計	26,821,520	-	26,821,520	27,608,140	△ 2.8
合 計	190,734,890	-	190,734,890	185,474,020	2.8

4 一般会計補正予算額

(1) 歳 出

(単位：千円)

款	令 和 7 年 度 7 月 補 正 予 算				前 年 度 同 期		対 前 年 度 同 期 増 減 率 (%)
	補正前の額	補 正 額	計	構 成 比 (%)	予 算 額	構 成 比 (%)	
1 議 会 費	457,540	-	457,540	0.4	455,940	0.4	0.4
2 総 務 費	14,708,750	-	14,708,750	13.3	14,954,500	14.2	△ 1.6
3 民 生 費	42,238,320	-	42,238,320	38.1	38,664,830	36.6	9.2
4 衛 生 費	7,714,360	-	7,714,360	7.0	7,145,260	6.8	8.0
5 労 働 費	136,630	-	136,630	0.1	129,500	0.1	5.5
6 農 林 水 産 業 費	3,430,830	△ 31,760	3,399,070	3.1	2,632,220	2.5	29.1
7 商 工 費	6,389,440	-	6,389,440	5.8	6,899,790	6.5	△ 7.4
8 土 木 費	9,877,780	-	9,877,780	8.9	9,613,140	9.1	2.8
9 消 防 費	2,962,300	-	2,962,300	2.7	2,797,210	2.7	5.9
10 教 育 費	12,423,560	-	12,423,560	11.2	11,341,630	10.8	9.5
11 公 債 費	8,477,850	-	8,477,850	7.6	8,827,570	8.4	△ 4.0
12 諸 支 出 金	1,744,400	-	1,744,400	1.6	1,898,410	1.8	△ 8.1
13 予 備 費	150,000	31,760	181,760	0.2	150,000	0.1	21.2
合 計	110,711,760	0	110,711,760	100.0	105,510,000	100.0	4.9

5 補正予算の内容

(1) 一般会計

ア 歳出

【農林水産業費】 (34億3,083万円 → 33億9,907万円) △3,176万円

○ 山田地区ラインガルテン整備事業費更正減

交流棟の機能強化により延床面積が増えたことに
 伴い、実施設計委託料を増額するとともに、スケ
 ジュールの見直しにより年度内の完了が見込めな
 くなったことから債務負担行為に組み替えるもの

・ 設計委託料

【債務負担行為】

限度額 3,605万円 期間 令和7年度～令和8年度

【予備費】 (1億5,000万円 → 1億8,176万円) 3,176万円

イ 債務負担行為

(ア) 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
山田地区ラインガルテン整備事業（実施設計委託料）	令和7年度 ～ 令和8年度	36,050

(報告事項)

庁 議 資 料
7 . 7 . 2 2
総合戦略局・総務部

テレワークの推進について

1 趣旨

本市では、ワークライフバランスの向上と業務効率化を目指し、テレワーク制度を導入しています。柔軟な働き方の推進と有事における業務継続性の強化を一層図るため、令和7年度テレワーク・デイズを実施することについて報告するものです。

2 経過

- 2～ テレワーク（在宅勤務）導入
- 3. 3 テレワークガイドラインを作成
- 4 総務省が作成したテレワークの手引きに本市の事例が掲載される
- 6. 3. 1 1 総務省がテレワーク推進ガイドライン等を地方公共団体に通知
- 6. 2 7 松本市職員の給与に関する条例を改正。在宅勤務等手当を導入

3 令和7年度テレワーク・デイズの取組み

(1) 目的

- ア 多様な働き方によるワークライフバランスの向上
- イ 現場業務と組み合わせるなど、通勤を含む移動の縮減（ゼロカーボンへ貢献）
- ウ 集中できる執務環境下で事務効率の向上
- エ 有事において庁舎が閉鎖される際を想定した業務継続性確保に向けた訓練
- オ 柔軟な働き方に対する理解促進と組織文化の形成

(2) 実施期間

令和7年7月23日（水）から9月30日（火）まで

(3) 留意事項

- ア 実施にあたっては、テレワークガイドラインを順守すること。
- イ 個人情報の取り扱いには十分注意すること。
- ウ 児童生徒の夏休み期間を含んでいますので、それぞれのライフスタイルに応じた働き方を実践する機会として活用してください。

4 その他

- (1) テレワークの推進及び時間効率化のため、オンライン会議の更なる活用に取り組んでください。
- (2) テレワークの実施にあたって、悩み事などがあれば相談してください。
- (3) テレワーク・デイズ終了後にアンケートを実施し、今後の取組みの参考とします。



担当

D X推進本部 次長 島村 守 （内線 54210）
人事課 課長 塚田 喜代志（内線 1150）